

医療・介護・保育人材紹介業

医療・介護・保育の3分野の人材紹介業者の高額な手数料が問題となるなか、厚生労働省は、紹介業者が「就職お祝い金」を出して転職を促し、複数の施設から手数料を得るなど悪質な違反行為にかんする調査を年度内に始めることを決めました。また、紹介業者の認定基準の見直しについても検討します。

日本共産党は国会質問などを通じ、3分野の高額の紹介手数料が施設の経営を圧迫しているとして、対策を要求してきました。しかし、共産党が繰り返し求めてきた手数

料の上限設定について政府は、「人材の供給に支障が生じかねない」などと後の向きの姿勢を続けています。

人手不足の中

3分野では慢性的に人手が不足するなか、人材紹介手数料が高騰しています。有料職業紹介事業の1件あたりの紹介手数料は、2016年度から21年度の間に介護職で19万円から42万円に、保育士では24万円から54万円へと増加しています。

人材紹介業者が、高額の手数料を出す理由は、紹介業者による「お祝い金」の禁止など、指針が順守されるよう、紹介業者への集中的な指導監督と、そのための調査が明記されました。「認定基準の見直し等について検討していくべき」と答弁していました。

月末の財務相の諮問機関議では、介護職員の人材紹介に関し「現行の規制の徹底に加え、一般の人材紹介よりも厳しい対応が必要」「ハローワークや都道府県等を介した公的の人材紹介を強化すべきである」としていました。

根源に自由化

日本共産党は、有料職業紹介が1999年に業者を選択できるための認定基準の見直しについて検討すること、「ハローワークの上限も撤廃されること」についても盛り込まれています。

日本共産党の吉本徹衆院議員は、衆院厚生労働委員会で、適正認定された紹介業者から紹介された保育士が、働き始めた8日で離職した事例を紹介。紹介料が「食つする」必要です。

手数料の上限規制こそ

な「お祝い金」を出して転職を促す行為は、2021年4月に見直され、2022年4月に見直された人材紹介にかんする指針で禁止されました。しかし罰則はなく、違反行為が見つかっています。5

月の財務相の諮問機関議では、毎年公表することも検討。また、適正な紹介業者を選択できるための認定基準の見直しについて検討すること、「ハローワークの上限も撤廃されること」についても盛り込まれています。

問題の根源には、有料職業紹介が1999年に労働者派遣と同時に原則自由化され、紹介手数料は税金や保険料であり、本来であれば、処遇改善などに使われるべきお金です。それが高額手数料に流れてしまっている実態を改めるには、手数料の上限規制に踏み出し、公的な規制が及ぶようにする」必要です。